

大分県障がい者計画（第2期）について

第1 計画策定の趣旨等

- 趣旨**：障がい者施策を総合的に進めるための基本方針及び障がい福祉サービス提供体制確保のための実施計画
- 策定根拠**：障害者基本法第11条、障害者総合支援法第89条、児童福祉法第33条の22、障害者文化芸術推進法第8条、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針
- 計画期間**：令和6(2024)年度～令和11(2029)年度（6年間）
- 位置づけ**：国の障害者基本計画（第5次）等を参考にして策定する県長期総合計画の部門計画 大分県障がい者基本計画（第6期）、障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期） 大分県障がい者芸術文化推進基本計画（第2期）、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画 難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画

第2 計画のポイント

- 基本目標**
障がい者が心豊かに暮らし働ける社会づくり～障がい者活躍日本一の実現～
- 基本理念**
 - (1) 人格と個性を尊重し合える共生社会の実現
 - (2) 障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進
 - (3) 障がいを理由とする差別のない社会の実現
 - (4) ライフステージを通じた切れ目のない支援

第3 施策項目

- 共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護**
 - 障がいを理由とする差別の解消の推進
 - 障がい者の権利擁護の推進
- 身近な地域で心豊かに暮らせる福祉の基盤づくり**
 - 相談支援体制の整備
 - 在宅サービス等の充実【成果目標と活動指標】
 - 障がい児支援の充実【成果目標と活動指標】
 - 福祉介護人材の育成・確保
 - 福祉用具等の活用促進
 - 情報・コミュニケーションの支援
- 保健・医療の推進**
 - 障がいの早期発見・早期支援
 - 医療・リハビリテーションの充実
 - 精神保健・医療施策の推進
 - 難病患者の医療と療養生活の確保
- 教育の振興**
 - インクルーシブ教育システムの構築のための教育環境の整備
 - 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上
- 雇用・就労、経済的自立の推進**
 - 障がい者雇用の促進
 - 障がい者の職業能力の開発
 - 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保
 - 福祉的就労の底上げ
 - 生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築【成果目標と活動指標】
- 生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会づくり**
 - 芸術文化活動の振興
 - スポーツ等の振興【成果目標と活動指標】
 - 社会参加の促進
 - 学校卒業後の多様な学習機会の充実
 - 読書環境の整備
- 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進**
 - 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進
 - 住宅・公共施設等の整備
 - 移動・交通手段の確保
 - 防犯対策の推進
 - 防災対策の推進

障がいのある人もない人も 心豊かに暮らせる大分県づくり条例

(平成28年4月施行)

大分県では、障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るため「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を制定しています。

Q どうして条例が必要なのでしょう？

- 障がいのある人たちは誤解や偏見などから、日常生活の様々な場面で、障がいを理由として不利益な取扱いを受けることがあります。この条例は、障がいのある人たちへの差別、生きづらさなどの解消を図るために、大分県や大分県民がどのように行動すればよいかを、障がいのある方やそのご家族をはじめとしたいろいろな人の意見を聞いてまとめたものです。
- 全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、教育や就労をはじめ、恋愛、結婚、妊娠や子育て等人生のあらゆる場面において、それぞれの選択を尊重し、相互に助け合い、支え合う社会の実現を目指しています。

Q 条例で何が良くなるのでしょうか？

- 大分県は、障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実行します。
- 事業者やお店などは、様々な場面で、障がい者が利用しやすいサービスの提供に努めます。

Q どのような差別が禁止されているのですか？

- 条例では、特に、「福祉サービスの提供」、「医療の提供」、「商品の販売及びサービスの提供」、「労働及び雇用」、「公共的施設及び公共交通機関の利用」、「不動産取引」、「情報の提供及び受領」の7分野での障がいを理由とする差別の禁止を規定するとともに、「教育における配慮」を定めています。

◆ 障がいを理由とする差別の禁止



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になると規定しています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関	禁止（してはならない）	法的義務（してはならない）
民間事業者	禁止（してはならない）	法的義務（してはならない） ※R6.4.1～

合理的配慮の提供とは 障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁(※)を取り除いたり、そのための努力をしなければなりません。

(※)社会的障壁…例えば、通行、利用しにく施設、設備、利用しにくい制度、障がいのある人の存在を意識していない慣習や文化、障がいのある人への偏見等が挙げられます。

相談専用窓口

大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター
(大分県障害者社会参加推進センター内)

電話 097-558-7005 (FAX兼用)
E-mail syougaisya110-2@oita-syo-sui.com

条例に関するお問合せ

大分県福祉保健部障害福祉課 電話 097-506-2723
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 FAX 097-506-1740

大分県手話言語条例が施行されました

手話は独自の言語であるとの認識に基づき、手話の普及等により障がいのある人とない人が相互に人格と個性を尊重し歩み寄りながら共生する大分県を実現するため、令和3年3月、議員提案により「大分県手話言語条例」が制定・施行されました。

「手話は独自の言語である」とは

- 手話には、音声言語（日本語）と異なる語彙や文法があります。手指の形、位置、動きに加え、表情や首の動きなども活用することにより、複雑な文法的意味を表現することができます。
- 聞こえる人にとって音声言語（日本語）がそうであるように、ろう者にとって手話は、思考、感情及びコミュニケーションの基盤であり、成長していくために不可欠な言語です。

手話であいさつしてみましょう



おはようございます



顔の横においた
こぶしを下げながら
軽くおじぎする

ありがとう



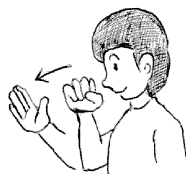
片手の甲に
反対側の手の小指側を
あて、上にあげながら
軽くおじぎする

こんにちは



人差し指と中指の
2本を額にあて
軽くおじぎする

よろしくお願いします



鼻の前においた
こぶしを開きながら
前に出す

こんばんは



両手の平を
体の前で交差させながら
軽くおじぎする

お疲れ様でした



こぶしで反対側の
うでを軽くたたく

条例の概要

基本理念

- ・手話の普及等は、手話が独自の言語であって、ろう者にとって思考、感情及びコミュニケーションの基盤として必要不可欠であるとともに、ろう者が健全で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行う。
- ・手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し歩み寄りながら共生することを基本として行う。

責務・役割

●県の責務

- ・ろう者への合理的配慮を行うとともに、手話の普及等に関する総合的な施策を実施する。
- ・市町村その他の関係機関と連携を図るとともに、ろう者、手話通訳者等の協力を得るよう努める。

●県民の役割

- ・手話に対する理解を深めるよう努める。
- ・手話に関する知識及び技術に応じて手話の普及に努める。

●事業者の役割

- ・ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関し合理的配慮を行うよう努める。

県の施策等

- 施策の策定及び実施
- 手話を学ぶ機会の確保
- 手話通訳者等の養成等
- 学校等における取組
- 手話に関する調査研究
- 財政上の措置
- 手話を獲得・習得する機会の確保
- 手話を用いた情報発信等
- 手話通訳者の派遣体制の整備
- 事業者への支援
- 手話の普及等に当たっての配慮

お問い合わせ先

●この条例について

大分県議会事務局政策調査課 〒870-0022 大分市大手町3-1-1
TEL：097-506-5032 FAX：097-506-1785
MAIL：a21000@pref.oita.lg.jp

●県の施策について

大分県福祉保健部障害福祉課 〒870-8501 大分市大手町3-1-1
TEL：097-506-2723 FAX：097-506-1740
MAIL：a12500@pref.oita.lg.jp

●手話について

大分県聴覚障害者センター 〒870-0907 大分市大津町1-9-5
TEL：097-551-2152 FAX：097-556-0556
MAIL：info@toyonokuni.jp

大分あったか・はーと 駐車場利用証制度

車いすマーク駐車場を必要としている人のために

大分あったか・はーと 駐車場利用証制度とは？

この制度は、公共施設や店舗などの車いすマーク駐車場を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方などで駐車場の利用に配慮が必要な方に、県が共通の利用証を交付する制度です。

大分あったか・はーと駐車場を利用できる方は？

大分あったか・はーと駐車場利用証をお持ちの方です。

【対象となる方】（裏面参照）

- ・障がい、高齢、難病などにより駐車場の利用に配慮が必要な方
- ・妊産婦、けがなどにより一時的に駐車場の利用に配慮が必要な方

利用証の交付

県などで交付します。
（裏面参照）

利用証の使い方

ルームミラーなどにかけて外から見えるように掲示します。



大分あったか・はーと
駐車場の案内表示



車いすを使用する人は、車の乗り降りの際、ドアを全開にし、乗り移らなければならないので、広いスペースの車いすマーク駐車場が必要です。

利用証をお持ちの方で、広いスペースを必要としない方は、プラスワン区画からご利用していただきますようお願いします。

利用証をお持ちの方でも、同乗者の介助などにより、歩行や車の乗り降りに支障がないときは、他の必要としている方へ譲っていただきますよう配慮をお願いします。

制度の基本となるのは、県民の皆様の一人ひとりのゆずりあい・思いやりの心です。

皆様の御理解と御協力をお願いします。

大分県

対象者 以下の基準に該当する方で、駐車場の利用に配慮が必要な方

◆身体障がい者（下表に該当する方）

視覚障害		1～4級
聴覚障害	聴 覚	2, 3級
	平衡機能	3, 5級
肢体不自由	上 肢	1, 2級
	下 肢	1～6級
	体 幹	1～3, 5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1, 2級
	移動機能	1～6級
心臓機能障害		1, 3, 4級
じん臓機能障害		1, 3, 4級
呼吸器機能障害		1, 3, 4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1, 3, 4級
小腸機能障害		1, 3, 4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～4級
肝臓機能障害		1～4級

◆知的障がい者

療育手帳の障害の程度欄が「A」の方

◆精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」の方

◆高齢者

要介護状態区分「要介護1～5」の方

◆難病患者

特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者
小児慢性特定疾病医療受給者

◆妊産婦

妊娠7か月～産後12か月の方（妊娠5か月から事前受付可）
※多胎児妊娠の場合は、妊娠6か月～産後18か月の方

◆けが人

けがにより車いす又は杖等を使用している方

◆その他

医師の診断書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方

利用証の申請 ①電子申請 ②郵送申請 ③窓口申請

○電子申請

大分県福祉保健企画課のホームページから申請が可能です。
右のQRコードからアクセスするか、「大分県 あったか・はーと」で検索してください。
また、申請時には下記「②確認書類」を撮影して写真データを添付してください。



○郵送申請

「申請書」と下記「②確認書類（写し）」を同封し、下記宛先へ郵送してください。
宛先：〒870-8501 大分市大手町3-1-1 大分県福祉保健企画課 あったか・はーと担当

◆必要書類

①申請書類 下記窓口に備え付けているほか、県福祉保健企画課のホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12000/attaka-heart.html> 又は「大分県 あったか・はーと」で検索

②確認書類

- 身体障がい者…身体障害者手帳
- 精神障がい者…精神障害者保健福祉手帳
- 難病患者…特定疾患医療受給者証、
特定医療費（指定難病）受給者証又は
小児慢性特定疾病医療受給者証
- 知的障がい者…療育手帳
- 高齢者…介護保険被保険者証
- 妊産婦…母子健康手帳
- けが人…診断書等（車いす、杖等の使用期間
がわかるもの）、身分証明書
- その他…診断書等（駐車場の利用に配慮が必要
な旨及びその期間が記載されたもの）、
身分証明書

※ご家族が代理で申請される場合は、代理の方の身分証明書
の提示をお願いします。

◆その他に関する診断書等の記載例

- ・○○（病名等）により○ヶ月間は歩行が困難
- ・知的障がいや精神障がい（ADHDなどの発達障がい）により、長期継続的に、駐車場内における突発的な飛び出し（座り込み）が見込まれ、駐車場内での移動に危険が伴う

○窓口申請

○以下の窓口で原則、即日交付しています。【受付時間：月曜日～金曜日の8:30～17:00（祝祭日を除く）】

県庁福祉保健企画課	TEL.097-506-2591	南 部 保 健 所	TEL.0972-22-0562
東 部 保 健 所	TEL.0977-67-2511	豊 肥 保 健 所	TEL.0974-22-0162
東部保健所地域福祉室	TEL.0977-72-2327	西 部 保 健 所	TEL.0973-23-3133
東部保健所国東保健部	TEL.0978-72-1127	西部保健所地域福祉室	TEL.0973-72-9522
中 部 保 健 所	TEL.0972-62-9171	北 部 保 健 所	TEL.0979-22-2210
中部保健所由布保健部	TEL.097-582-0660	北部保健所豊後高田保健部	TEL.0978-22-3165

○お急ぎでない方は、大分県総合社会福祉会館（大分県障害者社会参加推進センター）、協力市町村、市町村
社会福祉協議会でも申請できますので、お問い合わせください。（利用証は申請書受付後、郵送交付となります。）

問い合わせ先

○大分県福祉保健部 福祉保健企画課 地域福祉班 あったか・はーと担当

☎097-506-2591 FAX097-506-1732 ✉oita-parking@pref.oita.jp